

# 工事の入札における総合評価方式の評価基準の見直しについて

平成 21 年 10 月 福島県入札監理課

## 1 評価基準の見直しについて

- 総合評価方式については、今年度から、対象工事を大幅に拡大し、既に昨年度を上回る件数を実施しておりますが、これまでの入札結果等を踏まえ、さらに適正な制度とするため、評価基準の見直しを行います。
- また、見直しに際し、現在の厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用の確保等に努力している企業の評価を追加します。

## 2 優良工事表彰等の見直しについて（特別簡易型）

- 特別簡易型の企業の技術力に関する 3 つの評価項目のうち、評価のウエイトが大きい「優良工事表彰」の配点を 3 点から 1 点に縮小し、その分の配点を他の 2 つの評価項目の配点に振り替えます。
- 企業の技術力の評価は、実績等の有無のみの評価となっておりますが、それぞれの評価について、実績の時期や成績点などに応じて幅を持った点数配分とします。

## 3 工事の発注種別間の均衡等について（標準型、簡易型、特別簡易型）

- 「除雪・維持補修の履行実績」については、除雪等を扱う業種が対象となる一般土木工事、舗装工事の 2 つの発注種別以外の発注種別については評価対象とせず、新たに共通の評価項目を設定します。
- 災害出動は、業種や地域によって頻度が異なるため、発注種別の違い等により得点の機会に差が生じやすいことから、災害応援協定の締結に対する配点を引き上げて、災害出動の実績と同じ 2.5 点とし、発注種別や地域間の均衡を図ります。

## 4 雇用に関する評価項目の新設について（標準型、簡易型、特別簡易型）

- 現在の厳しい雇用情勢や、今年度から総合評価方式の対象範囲を大幅に拡大したことなどを踏まえ、「新卒者・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」について、新たに評価の対象とします。
- 評価項目の追加に併せて、従来の評価項目との選択方式を取り入れ、入札参加者が努力して取り組んでいる地域貢献の分野を多面的に評価できるようにします。

## 5 実施時期

- 11 月 9 日（月）以降に公告する案件から適用します。

(参考) 評価点数

1 企業の技術力の配点 (特別簡易型)

評価項目	現 行	見直し
優良工事表彰	3.0点	1.0~0.5点
施工実績	3.0点	4.0~1.0点
工事成績点	3.0点	4.0~1.0点
最高点合計	9.0点	9.0点

《優良工事表彰》

評価基準	現 行	見直し
5年以内の受賞実績	3.0点	1.0点
5年より前で10年以内の受賞実績	3.0点	0.5点

《施工実績》

評価基準	現 行	見直し
5年以内の施工実績	3.0点	4.0点
5年より前で10年以内の施工実績	3.0点	3.0点
10年より前で15年以内の施工実績	—	1.0点

《工事成績点》

評価基準	現 行	見直し
90点以上	3.0点	4.0点
80点以上 90点未満	3.0点	3.0点
75点以上 80点未満	—	1.0点

2 除雪・維持補修業務の履行実績 (標準型、簡易型、特別簡易型)

発注種別	現 行	発注種別	見直し
一般土木工事 舗装工事	全ての発注種別 で評価項目とし ている	一般土木工事 舗装工事 (2種別)	評価項目とする
法面処理工事 建築工事 塗装工事など (18種別)		法面処理工事 建築工事 塗装工事など (16種別)	評価項目としない

3 災害対応実績と災害応援協定（標準型、簡易型、特別簡易型）

評価基準	現 行	見直し
災害時出勤実績	2.5 点	2.5 点
（上記に該当がない場合） 県との災害応援協定締結の実績	1.0 点	2.5 点

4 雇用に関する評価項目の新設（標準型、簡易型、特別簡易型）

評価方法	配点
（1）「新卒者・離職者の雇用実績」	
過去1年間に新卒者又は離職者を2名以上雇用している場合	2.5 点
過去1年間に新卒者又は離職者を1名雇用している場合	1.5 点
（2）「雇用の維持・確保」	
従業員数が1年前より増えている場合	2.5 点
従業員数が1年前と同じ場合	1.5 点

※ 新分野進出による雇用も評価対象となります。

5 評価項目の選択方式（標準型、簡易型、特別簡易型）

以下の4項目から、入札参加者が2項目を選択する。	
a	「災害対応・災害応援協定締結の実績」
b	「新卒者・離職者の雇用実績」
c	「雇用の維持・確保」
d	「除雪・維持補修業務の履行実績」（一般土木・舗装工事に限る）

※ a～dのいずれも最高点は2.5点です。

詳しくは県のホームページをご覧ください、「福島県総合評価方式（工事）に関する概要」又は個別工事の入札公告、入札説明書、入札心得等の内容を十分確認してください。